

市民文化活動振興プラン

—第3次改訂版—

(素案)

令和6年10月

長 崎 市

第1章 概要

1 改訂趣旨

芸術文化は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

本市では、平成8年度に「長崎市市民文化活動振興プラン」を策定し、市民と行政が互いに協力し合いながら市民が展開する芸術性を志向した文化活動をより一層盛んにするために、本市における文化振興行政の指針として位置付け、芸術文化の振興に関する様々な施策を推進してきました。

その後、平成14年度と平成25年度にそれぞれ改訂しましたが、前回改訂から10年以上が経過し、人口減少の進行や情報通信技術の発展など、芸術文化を取り巻く環境は、大きく変化しました。

特に、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、芸術文化分野にも甚大な影響を及ぼし、感染拡大防止としての度重なる行動制限により、本市でも多くの芸術文化活動が中止、延期又は規模縮小などを余儀なくされました。

一方で、コロナ禍において、他者との身体的・精神的距離が生じたことや身近に芸術文化に触れる機会がないことなどが、芸術文化の価値を問い直すきっかけとなり、芸術文化は不要不急のものではなく、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて認識されました。

また、本市においては、平成27年3月末をもって公会堂を廃止し、現在、新たな文化施設の整備に向けた議論がなされているところですが、新たな文化施設が整備されるまでの間も、多くの市民や文化団体が芸術文化を通じて心の豊かさを共有できるよう、本市における芸術文化の振興を着実に推進していく必要があります。

本プランは、このような状況を踏まえ、芸術文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次改訂版を策定するものです。

2 芸術文化の範囲

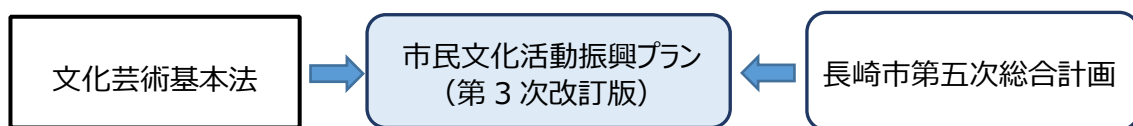
本プランが対象とする「芸術文化」の範囲は、文化芸術基本法が対象とする範囲を基本とし、次の通りとします。

項目	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文学、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活にかかる文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
地域における文化・芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
出版物及びレコード等	

※文化財については、「長崎市歴史文化基本構想」に基づき、推進が図られていることから本プランの対象外とします。

3 プランの位置づけ

本プランは「文化芸術基本法」を踏まえ、長崎市第五次総合計画（以下「総合計画」という。）に即した長期的な芸術文化施策の指針として位置付けます。



《SDGs との関係について》

SDGs（持続可能な開発目標）は平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現させるための 17 のゴール 169 のターゲットから構成され、各国政府には、それぞれの国の特有の優先課題や強みを踏まえた積極的な取組が期待されています。

そのような中、本市においても SDGs の理念を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指すため、今回のプラン改訂にあわせて、SDGs のゴールと関連付け、その達成に向けた取り組みを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



画像提供元：「SDGs のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」国際連合広報センター

【本プランに関連する SDGs のゴール】

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすもの自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17. パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）一導入のためのガイドラインー2018年3月版(第2版)」

(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)

4 プランの期間

総合計画との整合を図るため、計画期間は総合計画（後期基本計画）の最終年度である令和12年度までとします。

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
第五次総合計画 (前期基本計画)		第五次総合計画 (後期基本計画)				
		市民文化活動振興プラン 第3次改訂版(※)				

※総合計画が後期計画に移行する際に、必要に応じて本プランの内容見直しを行います。

第2章 基本理念

本市は、芸術文化の振興を進める上での理念として、文化芸術基本法第2条に記載の基本理念を念頭に置きつつ、本市の総合計画における芸術文化分野が含まれるまちづくりの方針を踏まえて、次のとおりとします。

子どもから大人まで誰もが、芸術文化を学び楽しみ続けられるまちづくり

【文化芸術基本法 第2条（基本理念）】

基本理念 各項	
1	文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない
2	文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない
3	文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
4	我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
5	多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない
6	地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない
7	我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない
8	乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない
9	文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない
10	文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない

【第五次総合計画体系図】

基本計画		令和 4 年度～令和 12 年度（9 年間）
基本構想		
	めざす都市像	個性輝く世界都市・希望あふれる人間都市
	まちづくりの方針 G	私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします
前期基本計画（R4 年度～R7 年度）		
	基本施策 G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します
	【R7 年度のめざす姿】	市民が、芸術文化を楽しみ、心豊かに生活している。
	個別施策 G 4-1	芸術文化に触れる機会を創出します
	【めざす姿】	市民が、様々な芸術文化に身近に触れている。
	個別施策 G 4-2	市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります
	【めざす姿】	市民が、自主的な芸術文化を活発に行っている

第3章 現状・課題

1 芸術文化を取り巻く社会状況

少子高齢化、人口減少が進展する中、芸術文化分野においては主体となる担い手が不足することにより、地域の芸術文化が衰退していくことが危惧されています。本市の芸術文化を絶やさず、後世につないでいくためには、その魅力を正しく伝える担い手を育成し、広く市民の皆さんと共有していく必要があります。

また、令和 2 年以降に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の行動変容を余儀なくし、心理的距離や不安が生まれました。本市においては新しい生活様式での芸術文化の鑑賞機会の創出や芸術文化活動再開応援補助金などの施策を行い芸術文化の灯を消さぬよう支援を行ってきました。一方、新型コロナの影響による社会的行動制限を経験することで、芸術文化が人々に安らぎや勇気などを与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

さらに、デジタル化の急速な発展に伴うデジタルトランスフォーメーションの進展や AI などの技術革新が広がり、働き方や生活様式が変化しました。デジタル化は芸術文化に関わる表現形態を多様化し、新たな方法による有意義な芸術文化体験の可能性を飛躍的に広げ、芸術文化活動の形態やニーズにも変化を生じさせています。

このような社会状況の変化等を踏まえて、国においては、芸術文化に関する法令の制定や改正を行っています。

2 国の動向

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成 26 年 6 月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。この法律は、わが国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等に係る現状や課題を踏まえ、劇場、音楽堂等の活性化を図ることを目的に制定されたものです。

○文化芸術基本法への改正

我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として、平成 13 年 12 月に文化芸術振興基本法が施行されました。その後、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策展開が、より一層求められるようになってきたことを背景に、平成 29 年にはその一部が改正され、名称は文化芸術基本法へ改められました。

文化芸術基本法では、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するため、前文や基本理念の一部を改める

ほか、文化芸術団体の役割に関する規定や関係者相互の連携及び協働の規定を追加するなどの改正が行われています。

○文化芸術振興基本計画の制定

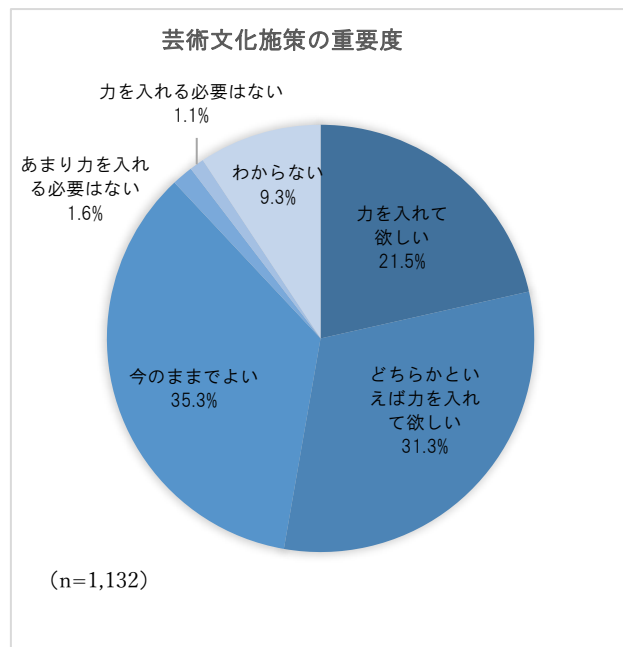
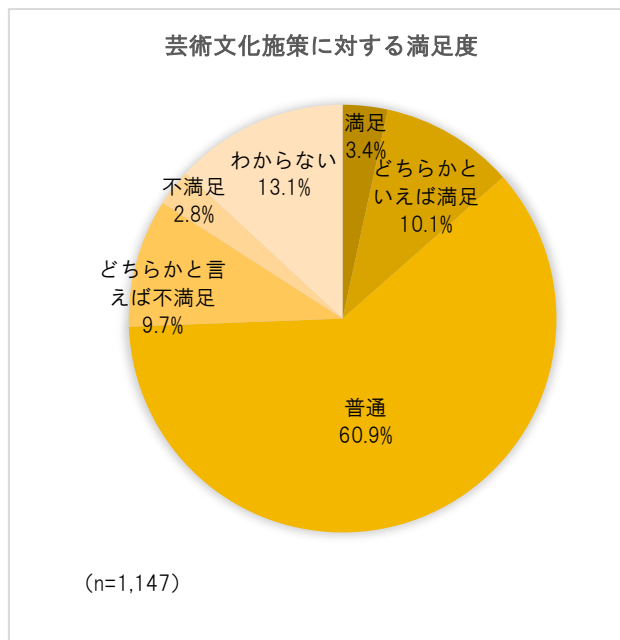
平成 30 年 3 月、文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、文化芸術推進基本計画（第 1 期）が策定され、中長期的な文化芸術施策のめざすべき姿や今後 5 年間の基本的方向性などが示されました。令和 5 年 3 月には、新型コロナウイルス感染症に係る教訓や社会変化を踏まえた第 2 期計画が策定されました。

3 本市における現状・課題

○市民意識調査結果

長崎市の芸術文化施策に対する満足度については、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は 13.5%となっており、「不満」「どちらかといえば不満」と回答した人の割合は 12.5%となっています。また、重要度については、「力を入れてほしい」「どちらかといえば力を入れて欲しい」と回答した人の割合は 52.8%となっている一方、「力を入れる必要はない」「あまり力を入れる必要はない」と回答した人の割合が 2.7%となっていることから、芸術文化の取組みをより充実させていく必要があります。

【参考】令和 5 年度市民意識調査結果



総合計画（前期基本計画）に芸術文化分野施策の成果指標にもなっている、市民文化活動状況については、「芸術文化を鑑賞する市民の割合」は49.4%、「ほとんど鑑賞しない」割合は48.2%となっています。

鑑賞しない理由として「興味がない」と回答した人の割合が33%と一番多く、次いで「時間がない」と回答した人の割合が25.1%、「経済的理由」と回答した人の割合が14.1%となっています。

また、「芸術文化活動を行う市民の割合」は19.7%、「ほとんど行っていない」割合は75.9%となっています。

芸術文化活動を行っていない理由として「興味がない」と回答した人の割合が38.7%と一番多く、次いで「時間がない」と回答した人の割合が25.5%、「情報がない」と回答した人の割合が12.4%となっています。

これらの結果から、芸術文化に興味・関心を持ってもらえるような、芸術文化の魅力を伝えることが出来る情報発信や事業内容の工夫などを行っていく必要があります。

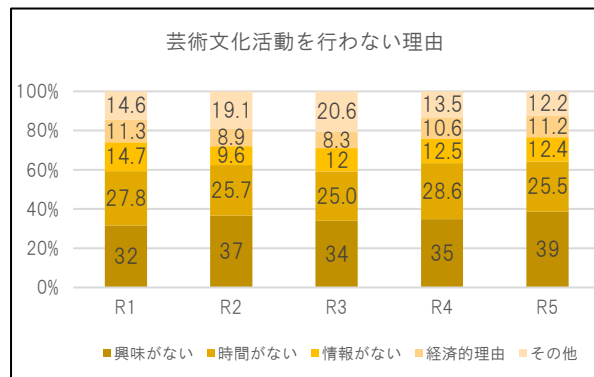
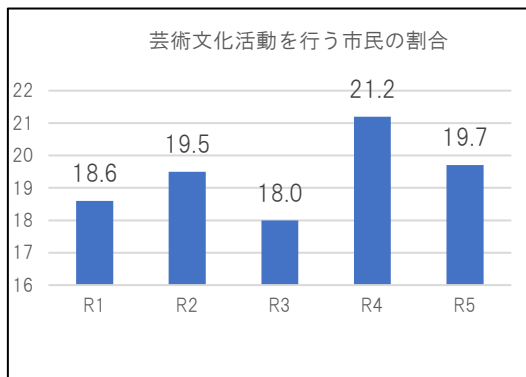
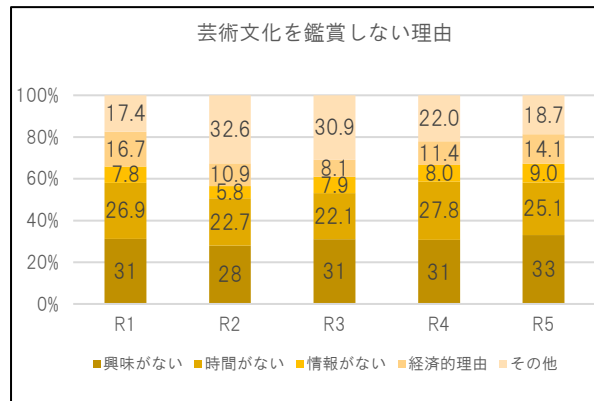
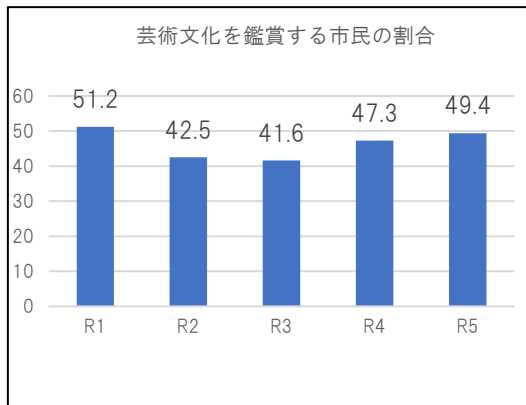
【指標1】芸術文化を鑑賞する市民の割合

基準値 (時期)	目標値	実績値			基準値からの傾向
		R3	R4	R5	
51.2% (R元年度)	55.0% (R7年度)	41.6	47.3	49.4	

【指標2】芸術文化活動を行う市民の割合

基準値 (時期)	目標値	実績値			基準値からの傾向
		R3	R4	R5	
18.6% (R元年度)	20.0% (R7年度)	18.7	21.2	19.7	

【参考】市民意識調査結果（令和元年度～5 年度）



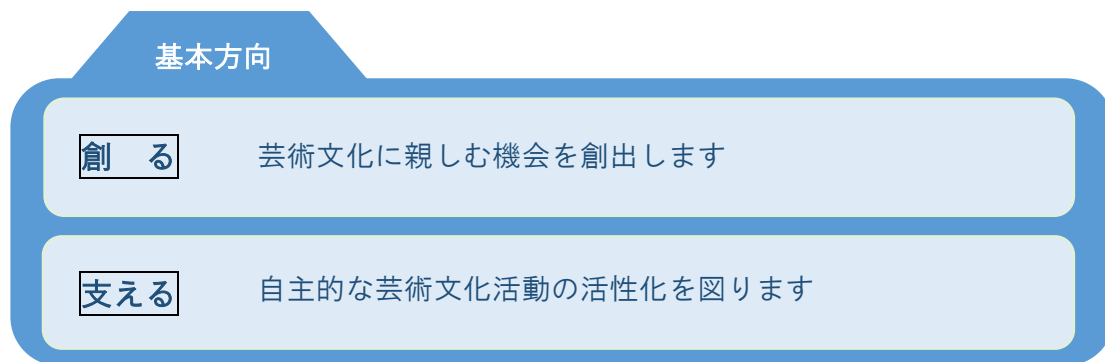
○これまでの取組みに対する課題

国の動向や、長崎市文化振興審議会の委員の皆さんからの意見等を踏まえ、本市の芸術文化施策における課題について、同プラン（第2次改訂版）の基本方針ごとに次のとおり抽出しました。

市民文化活動振興プラン 第2次改訂版	基本方針	課題
	【機会創出】 市民が文化芸術に親しみ心豊かな生活ができるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、他の部局とも連携して、子どもたちの豊かな感性を育てる取り組みを続けていきます。	○鑑賞や発表の機会は一定創出できているが、より質の高い芸術文化に触れる機会が必要である。 ○子供や年配向け事業が多く、若者（中間層）が参加する事業が必要である。 ○国際的な芸術文化に触れる機会が必要である。 など
	【人材育成】 レベルの高いアーティストや専門家との交流や指導を受けられる機会を提供し、芸術文化を支える人材を育成します。	○若い世代の芸術文化の担い手を育成する必要がある。 ○アーティストとしてだけでなく、プロデュースできる人材が必要である。 ○サポーターの新規登録者を獲得する必要がある。
	【活動支援】 世代間や地域、各種団体との交流を促進し、ネットワークづくりを支援するなど、市民の自主的な文化活動の活性化を図ります。	○文化団体の交流の機会が必要である。 ○長崎市芸術文化活動助成金交付制度により団体の文化活動への助成の拡充が必要である。 ○芸術文化情報誌や奨励金制度、芸術文化専用 HP について十分に認知度の向上が必要である。
	【環境の整備】 市民が利用しやすいニーズに見合った文化施設の整備や運用に努めます。	○市民の芸術文化活動の発表の場、練習・創造の場、市民の芸術文化の鑑賞の場の創出が必要である。 ○芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を備えた中・小規模のホールが必要である。 ○芸術文化活動に取り組む市民が集い、交流する場、芸術文化を通じたつながりを育む拠点が必要である。

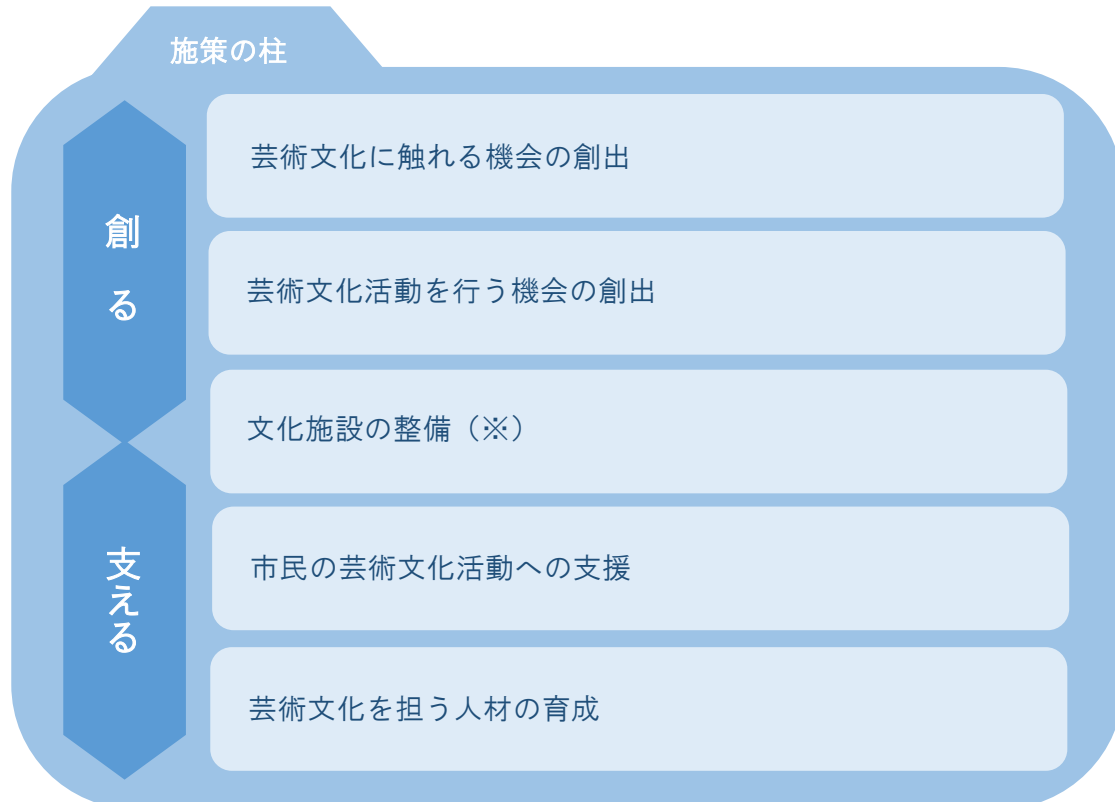
第4章 基本方向と施策の柱

基本方向については、従来のプランの方向性を引き継ぎつつも、総合計画の個別施策との整合性も考慮し、次の2つを基本方向とします。



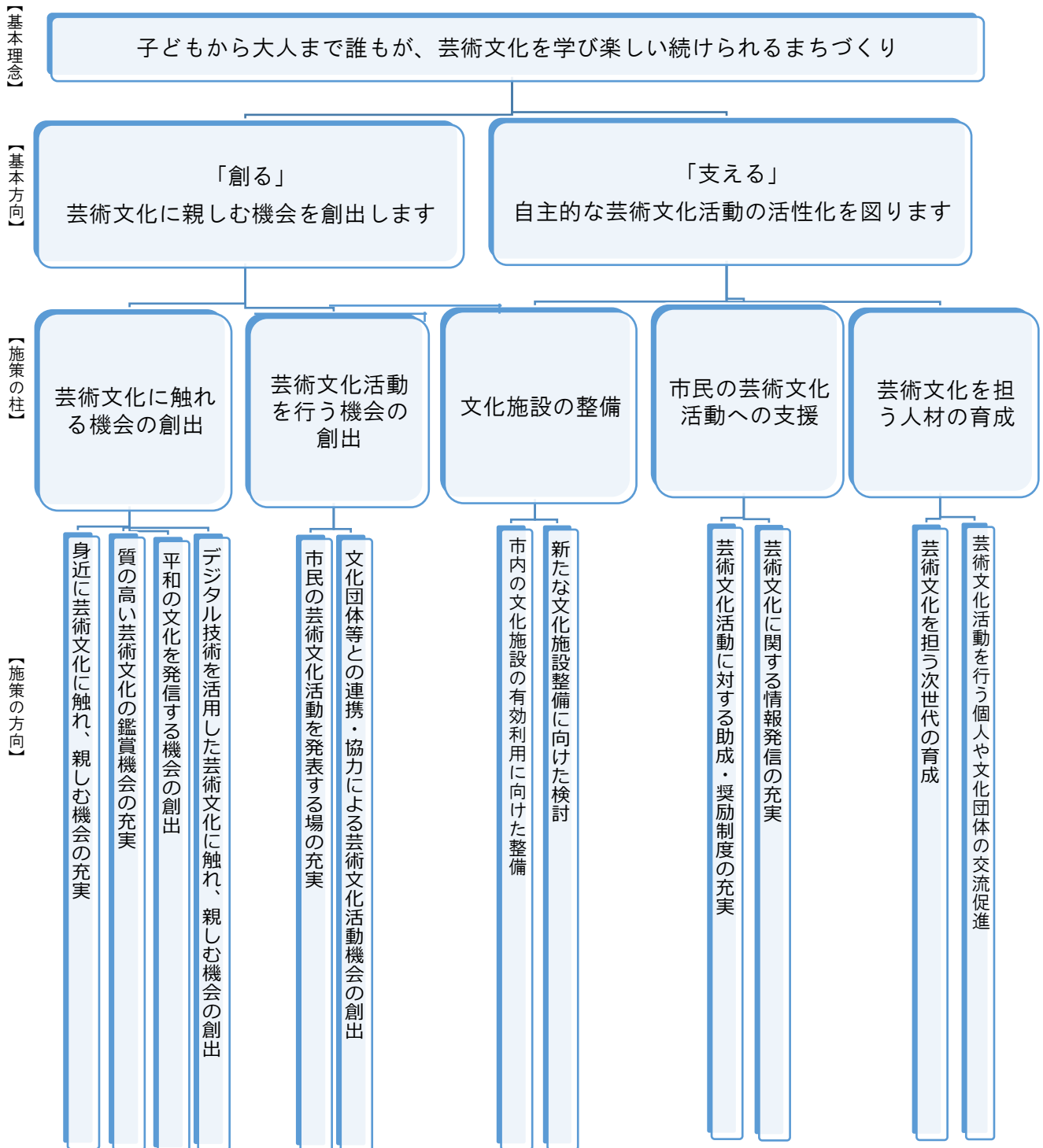
芸術文化に親しむ機会を創るとともに、市民の芸術文化活動の活性化を図る取組みを行い支えることで、市民が芸術文化を楽しみ心豊かに暮らし、生活の質を高められるような芸術文化施策を展開します。

また、芸術文化を取り巻く社会状況の変化や課題に対応するため、施策の柱を次の通りとします。



※文化施設の整備については、両方の基本方向に関わる施策の柱としています。

体 系 図



第5章 施策の方向（取組み内容）

1 芸術文化に触れる機会の創出

子どもから大人まで、障害の有無や経済的な状況又は居住する地域に関わらず、市民の誰もが等しく身近に芸術文化に触れ、親しむことのできるまちを目指し、多様な芸術文化の鑑賞機会や体験機会を提供するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を創出します。

施策の方向

- 身近に芸術文化に触れ、親しむ機会の充実
- 質の高い芸術文化の鑑賞機会の充実
- 平和の文化を発信する機会の創出
- デジタル技術を活用した芸術文化に触れ、親しむ機会の創出

○身近に芸術文化に触れ、親しむ機会の充実

芸術文化は、世代や障害の有無、性別等に関わらず、すべての人が触れあうことができる機会が提供されていなければなりません。すべての人が身近に芸術文化に触れ親しむことが出来る機会を得られるよう、引き続き多様なジャンルの事業を実施していきます。

特に、未来の担い手である子どもたちが様々な芸術文化に触れあうことで、豊かな創造性と感性、思考力やコミュニケーション能力など人間性を育み、心豊かに暮らすことが出来るよう積極的に子どもとその家族を対象とした事業を充実していきます。

<総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）>

◇音楽の魅力発信事業

市民が身近な場所で気軽に音楽を楽しめる機会を創出するため、中央及び地元で活躍する演奏家を、学校やふれあいセンター等へ派遣して行うアウトリーチコンサートやホールでのコンサート等を開催する。

◇市民参加型舞台公演等開催事業

市民が演劇に触れる機会の創出や演劇への興味関心を高めるとともに、演劇を身近に感じてもらうため、演劇公演招致、子どもを対象にした演劇体験教室、演劇ワークショップ、市民が演劇の台本や音楽をつくり出演する市民参加舞台公演を実施する。

◇芸術文化体験教室開催事業

子どもから大人まで芸術文化に触れる機会を創出し、裾野の拡大を図るとともに、若者が楽しめるまちづくりに寄与する。

◇Nagasaki まちなか文化祭開催事業

市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会及びまちなかの賑わいの創出を図るため、まちなかを舞台に、音楽・舞踊・演劇・美術展等のイベントを開催する。

◇子ども芸術文化体験事業

子どもとその家族を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。



【アウトリーチコンサート】



【演劇アウトリーチ】



【親子向け演劇公演】



【子ども演劇体験教室】



【伝統文化体験教室（茶道）】

○質の高い芸術文化の鑑賞機会の充実

質の高い芸術文化に触れることで、鑑賞者の創造性や想像力が刺激され、個人の成長や充実した生活につながります。質の高い芸術文化の鑑賞機会をホールのみならず他の施設等でも提供していきます。

また、本市は、古くから外国への玄関口として発展し、ヨーロッパや中国から多くの文化を受け入れ、異国情緒あふれる街並みが形成されている一方で、国際的な芸術文化に触れる機会が十分ではありません。

質の高い国際的な芸術文化に触れる機会も創出し、市民の芸術文化への理解を深めていきます。

＜総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）＞

◇音楽の魅力発信事業（再掲）

市民が身近な場所で気軽に音楽を楽しめる機会を創出するため、中央及び地元で活躍する演奏家を、学校やふれあいセンター等へ派遣して行うアウトリーチコンサートやホールでのコンサート等を開催する。



【ミニコンサート】



【ガラコンサート】

◇マダムバタフライフェスティバル開催

演奏家や主催団体の連携により自主的な芸術文化活動の活性化を図るため、長崎の特色ある芸術文化であり長崎が物語の舞台となっている世界的に著名なオペラ「蝶々夫人」をテーマとしたコンサート及び子どもから大人まで気軽に音楽や楽器に親しめるイベントを開催する。



【たのシックフェスティバル（ギター）】



【イタリア・ルッカ市との国際交流】

○平和の文化を発信する機会の創出

芸術文化を享受するには平和な環境が欠かせません。平和な社会では、人々は安心して芸術文化活動に没頭し、創造的なエネルギーを注ぎ込むことができます。芸術文化は、個人や社会の多様性を尊重し、心を豊かにする重要な役割を果たします。

また、本市は被爆地として、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて力を尽くし、平和の文化を育んできたまちでもあります。したがって、芸術文化を通じて平和の文化を発信していきます。

○デジタル技術を活用した芸術文化に触れ、親しむ機会の創出

昨今のデジタル化の急速な進展は、芸術文化に関わる表現形態を多様化し、幅広い需要に応えられる創造空間等の進化を実現しています。デジタル化は芸術文化の活動形態やニーズに大きな影響を与えています。

その中でも、特にメディアアートは世界中で広く認知され、若者やアーティストにとって魅力的なジャンルで、メディアアートに触れることで文化の多様性や創造性の促進につながります。

本市において、市民がメディアアートのようなデジタル技術を活用した芸術文化に親しむ機会を創出していきます。

2 芸術文化活動を行う機会の創出

芸術文化の担い手に活躍する場があることは、芸術文化の発展と継承にとって極めて重要であり、個人の創造性や感性を育み、社会全体の豊かさにつながるものです。市民による自主的な活動がより一層活発なものとなるため、芸術文化活動を行う機会の創出を図ります。

施策の方向

- 市民の芸術文化活動を発表する場の充実
- 文化団体等との連携・協力による芸術文化活動機会の創出

○市民の芸術文化活動を発表する場の充実

芸術文化の担い手が、日ごろの成果を発表する場があることで、担い手自身の成長の機会や芸術文化の可能性が広がるとともに、鑑賞者に対する芸術文化への理解を深めるきっかけとなります。

そのため、市民参加型の定期的なイベントの企画・運営を行うなど、芸術文化活動の発表の場の充実を図ります。

＜総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）＞

◇Nagasaki まちなか文化祭開催事業（再掲）

市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会及びまちなかの賑わいの創出を図るため、まちなかを舞台に、音楽・舞踊・演劇・美術展等のイベントを開催する。

◇ながさきピース文化祭 2025 長崎市実行委員会の運営

令和7年度に本県で開催される第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭 2025）の準備を行い、実施する。



【Nagasaki まちなか文化祭】

○文化団体等との連携・協力による芸術文化活動機会の創出

市民や文化団体との各種共催事業の実施や自主文化事業での地元アーティストの登用など、地元で活躍する人材の活動機会の創出は、地域の芸術文化の活性化に寄与します。

今後も市民文化活動の充実のため、各種共催事業や自主文化事業を通じた文化団体等との連携・協力を行っていきます。

＜総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）＞

◇ながさきピース文化祭 2025 長崎市実行委員会の運営（再掲）

令和 7 年度に本県で開催される第 40 回国民文化祭、第 25 回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭 2025）の準備を行い、実施する。

◇芸術文化体験教室開催事業（再掲）

子どもから大人まで芸術文化に触れる機会を創出し、裾野の拡大を図るとともに、若者が楽しめるまちづくりに寄与する。

◇子ども芸術文化体験事業（再掲）

子どもとその家族を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。

3 文化施設の整備

市民の芸術文化活動を振興する上で大きな役割を持つ文化施設について、施設の整備や適切な管理運営を行い、芸術文化活動・交流の場を創出し、市民や文化団体の活動を支援します。

施策の方向

- 市内の文化施設の有効利用に向けた整備
- 新たな文化施設整備に向けた検討

○市内の文化施設の有効利用に向けた整備

市内の文化施設の必要な改修を計画的に実施するほか、指定管理者と連携し誰もが利用しやすくなるような環境の整備・運用を行い、文化施設の有効利用を目指します。

＜総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）＞

◇文化施設整備事業（長崎ブリックホール）

長崎ブリックホールを安全安心かつ安定的に運営し、市民の芸術文化活動や芸術鑑賞などに必要となる快適な環境を提供するため、設備の経年劣化等に伴う維持補修工事を行う。

◇文化施設整備事業（チトセピアホール）

チトセピアホールを安全安心かつ安定的に運営し、市民の芸術文化活動や芸術鑑賞などに必要となる快適な環境を提供するため、設備の経年劣化等に伴う維持補修工事を行う。

◇文化施設整備事業（遠藤周作文学館）

遠藤周作文学館を安全安心かつ安定的に運営し、来館者の観覧環境及び資料保存環境を整えるため、設備の経年劣化等に伴う維持補修工事を行う。

○新たな文化施設整備に向けた検討

市内の芸術文化活動の場の不足解消や市民ニーズに応えるため、鑑賞の場としての芸術性と専門性の高いホール、市民が使いやすい創造支援諸室、そして芸術文化で交流と賑わいを生み出すエリアを有する新たな文化施設整備に向けた検討を進めます。

<総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）>

◇新文化施設整備事業

- ・芸術性や専門性の高い公演に対応でき、市民が利用しやすい新たな文化施設を整備する。
- ・整備場所である市庁舎本館跡地は、賑わいの誘導を図るまちづくりを進める上で重要な場所であることから、物価高騰といった環境の変化に加え、地域活性化への効果や長崎市の財政負担軽減の観点から、文化施設としての機能に限定することなく、今後、お例外の機能をもふかした形での利用も視野に入れて、PPP/PFI等の官民連携の手法や仕組みにより民間活力を導入することも含め、改めて検討する。

4 市民の芸術文化活動への支援

市民の芸術文化活動の普及促進を図っていくためには、活動を担っている人材への支援が欠かせません。市民による自主的な活動が、より一層活発なものとなるよう、助成・奨励制度や情報発信の充実を図っていきます。

施策の方向

- 芸術文化活動に対する助成・奨励制度の充実
- 芸術文化に関する情報発信の充実

○芸術文化活動に対する助成・奨励制度の充実

将来にわたり芸術文化活動を続ける市民を増やすため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する子どもたちを奨励する制度や、市内の文化団体等が行う事業への助成制度を継続するとともに、よりよい制度となるよう検討を行っていきます。

<総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）>

◇芸術文化活動助成事業

自主的な芸術文化活動の活性化を図るため、市内の文化団体が行う芸術文化事業に対し助成金を交付する。

◇芸術文化大会等出場奨励事業

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

○芸術文化に関する情報発信の充実

芸術文化活動に役立つ制度や市民の芸術文化活動に関する情報について、多くの市民に知ってもらうため、芸術文化情報誌の発行や専用ホームページの運用、SNS 等を活用し、より効果的な情報発信に力を入れていきます。

<総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）>

◇文化振興推進活動事業

市民が芸術文化に関する情報の入手し、参加しやすい環境を整えるため、芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」を開設、運営する。

5 芸術文化を担う人材の育成

人口減少が進む中、芸術文化を創造・表現する者だけでなく、企画制作やサポートする者など、芸術文化に関わる様々な担い手について、人材不足が課題とされています。これからの芸術文化を維持・発展させるために、それらを担う人材を育てていく必要があります。

施策の方向

- 芸術文化を担う次世代の育成
- 芸術文化活動を行う個人や文化団体の交流促進

○芸術文化を担う次世代の育成

芸術文化は最も感受性が豊かな幼少期から多様な芸術に触れることが重要です。鑑賞型や参加型など達成感や自己肯定感などを体験できる事業を実施していくとともに、若者たちが長崎において自他の芸術文化の担い手となるよう、若者向けの事業等を実施し芸術文化への興味・関心を高めます。

また、サポーターの存在は芸術文化活動の継続と発展において非常に重要な役割を担っており、芸術文化が持続可能な形で社会に根付くための基盤を作り上げる重要な要素となっています。若い世代のサポーターを増やすため、サポーター活動の魅力の情報発信を行うとともに、サポーターの活動の場を多く提供することで基礎知識やスキルの向上に寄与します。

＜総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）＞

◇芸術文化体験教室開催事業（再掲）

子どもから大人まで芸術文化に触れる機会を創出し、裾野の拡大を図るとともに、若者が楽しめるまちづくりに寄与する。

◇子ども芸術文化体験事業（再掲）

子どもとその家族を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。

◇文化振興推進活動事業（再掲）

ブリックホールサポーターを公募し、芸術文化事業をサポートしてもらうとともに、芸術文化に触れる機会を提供することで、芸術文化に携わる人材を育成する。



【若者向け芸術文化体験教室】



【ブリックホール探検隊（ブリックホールサポーター企画運営）】

○芸術文化活動を行う個人や文化団体の交流促進

芸術文化活動を促進していくためには、個人や文化団体が分野を超えて交流し、互いに刺激をし合うことによって、新たな芸術文化の創造と発展を図っていくことも重要です。そのため、個人や文化団体同士が気軽に交流できる環境の整備を行い、交流を促進していきます。

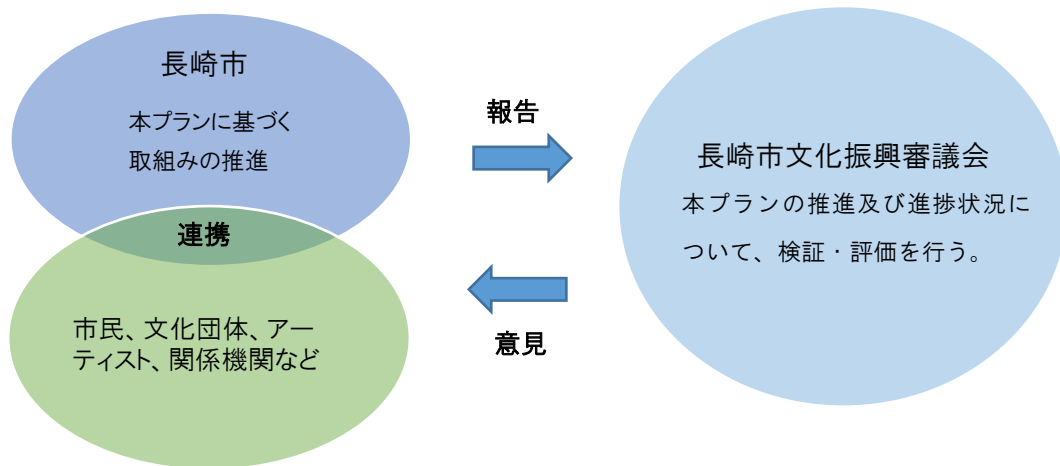
＜総合計画（実施計画）における主要事業（R6→R7）＞

◇文化振興推進活動事業（再掲）

市民が芸術文化に関する情報の入手し、参加しやすい環境を整えるため、芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」を開設、運営する。

第6章 推進体制

市民、文化団体、アーティスト、地域、関係機関等とも連携しながら、本プランの推進を図っていきます。また、市民、学識経験者、芸術文化の関係団体の代表者等からなる長崎市文化振興審議会において、本プランの推進及び進捗状況について、検証・評価を行うなど、適切な進捗管理に努めます。



【成果指標】

本プランの進捗状況を適切に把握するため、総合計画と同様の成果指標を設定します。

【指標 1】

芸術文化を鑑賞する市民の割合	基準値（時期）	目標値
	51.2%（R 元年度）	55.0%

【指標 2】

芸術文化活動を行う市民の割合	基準値（時期）	目標値
	18.6%（R 元年度）	20.0%